

介護保険施設等の指定等に関する取扱要領第5第三号に基づく
施設等整備の基本事項

1 用地確保の状況

抵当権の有無、借地の場合の地主との合意、市街化区域又は市街化調整区域及び開発規制許可の取得状況等

2 施設の基準

施設の構造設備の基準との合致、利便性及び個人のプライバシー等に配慮した構造設備の状況等

3 職員配置状況

職員配置の基準との合致、必要に応じて基準以外の職員配置の状況等

4 施設の運営方針

施設における運営方針の状況等

5 資金計画

自己資金、借入資金、償還計画、開設後の収支見込みの状況等

6 介護保険事業の運営状況

法人が行う既存の介護保険事業における実地指導等による指摘事項の状況等

7 法人の状況

法人が行う既存事業の運営状況、法人の資産、負債等の状況及び事業遂行の支障の有無等

8 利用料金

特定施設入居者生活介護における一時金及び利用料の状況等

附則

この基本事項は、平成18年11月10日から施行する。